

富士吉田市農業委員会 令和7年3月定例総会議事録

1 招集期日 令和7年3月26日（水）

2 招集場所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員（12名）

第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子	第5番	小野 利壹
第6番	渡邊 和英	第7番	遠山 まさの	第8番	渡邊 孝治
第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫	第11番	羽田 善行
第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三	第14番	滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。
遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

第1番 藤井 與三郎、第3番 佐藤 万吉

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積
計画の決定について

第七 議案第5号 非農地通知交付申請について

第八 議案第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 長田利彦

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時05分

○ 事務局長（長田 利彦 君）

定例総会に先立ち、ご報告いたします。佐藤万吉会長が所用のため本日の定例総会を欠席しているため、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理である小俣創委員に議長をお願いいたします。

では、小俣職務代理、よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会3月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員14名の内、出席委員は12名であり、佐藤万吉会長、藤井與三郎委員より欠席の報告を受けております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長職務代理）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第5番 小野 利壹 委員、第6番 渡邊 和英 委員を指名いたします。

○ 議長（会長職務代理）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○ 議長（会長職務代理）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後2時06分休憩）

（午後2時08分再開）

○ 議長（会長職務代理）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委

員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

日程第三、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたしますが、第4委員会の1件については取り下げられておりますのでご承知ください。

それでは、第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号3の21号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。

受理番号3の22号につきましては、譲受人が営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号3の21号の申請地は新屋団地の北東約270mに位置しております。申請地ではブルーベリーを栽培するそうです。受理番号3の22号の申請地は1筆が地域福祉交流センターの西約50mに位置しており、もう1筆は加藤電器の南西約120mに位置しております。申請地では、季節の野菜を栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号3の20号につきましては、12月の定例総会でご審議いただいた案件で、今回新たに持ち分の4分の1を譲り受け、譲受人2名で持ち分2分の1ずつの共有となります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。なお、この案件は昨年12月に地区委員による聴取を行っているため、今回は省略しております。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題としますが、第1委員会の1件については取り下げられておりますので、第3委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第3委員会の2件の朗読後】

第3委員会の受理番号4の20号につきましては、申請人が住宅用敷地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号4の22号につきましては、申請人が住宅敷地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の20号の申請地は、魚吉会館の南東約100mに位置しております。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号4の22号の申請地は、赤坂レッカーの北西約170mに位置しております。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長職務代理）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の2件について採決いたします。第3委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号4の25号につきましては、申請人が進入路として利用している追認案件です。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアで、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（權正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の25号の申請地は、パチンコラッキーの北東約200mに位置しております。始末書によりますと、50年以上前から隣接地にあった事務所への進入路として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長職務代理）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第5委員会の2件の朗読後】

第5委員会の受理番号4の21号につきましては、申請人が資材置き場として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号4の24号につきましては、申請人が住宅敷地として利用している追認案件で、自動車整備工場用地とするものです。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,008㎡ありますので、県の諮問案件となります。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の21号の申請地は、明見湖公園の道路を挟んだ東に位置しております。始末書によりますと、平成10年頃から資材置き場として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号4の24号の申請地は、富士北麓浄化センターの東約120mに位置しております。始末書によりますと、昭和50年以前には家屋が建築されていたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長職務代理）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の2件について採決いたします。第5委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の5件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

第1委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第1委員会の3件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の98号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、譲受人所有の住宅への進入路とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の104号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、駐車場用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の105号につきましては、借受人が申請地を借り受け、店舗・事務所として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

なお、受理番号5の104号と5の105号につきましては一体利用となり、総面積が1,624㎡ありますので、県の諮問案件となります。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の98号の申請地は、市立病院の北約100mに位置しており、住宅への進入路とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の104号の申請地は、ひばりが丘高校の北東約180mに位置しており、事業に係る駐車場とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の105号の申請地は、ひばりが丘高校の北約60mに位置しております。始末書によりますと、平成10年頃に農地転用許可を得たものの、登記手続きを行わずに事務所用地として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長職務代理）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長職務代理）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の3件について採決いたします。第1委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の106号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、宅地造成用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が2,208㎡であるため、県の諮問案件となります。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の106号の申請地は、富士見町団地の南西約190mに位置しており、宅地分譲地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の102号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の102号の申請地は、正福寺の北西約120mに位置しており、住宅を建築するそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第4委員会の3件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の99号については、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ですが、住宅等が連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。

受理番号5の101号については、譲受人が申請地を会社敷地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地であり、違法状態を解消するものであるため、許可相当と考えます。

受理番号5の107号については、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ですが、住宅等が連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の99号の申請地は、大明見配水場の南西約300mに位置しており、住宅を建築するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の101号の申請地は、大明見小室浅間神社の西約210mに位置しております。始末書によりますと、平成3年頃に事務所等を建築したそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の107号の申請地は、塩釜公園の北約220mに位置しており、住宅を建築するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の3件について採決いたします。第4委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第3号 第5委員会の2件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の100号については、借受人が申請地を借り受け、住宅用敷地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ですが、住宅等が連坦するエリアであり、許可相当と考えます。

受理番号5の103号については、譲渡人が申請地を祠用地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の100号の申請地は、小原(こはら)公園の東約120mに位置しており、住宅を建築するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と

考えます。

受理番号5の103号の申請地は、明見湖公園の北東約130mに位置しております。始末書によると、平成7年頃に祠(ほこら)を作ったそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の2件について採決いたします。第5委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の10件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

今回の案件は、設定件数2件です。筆数累計は、台帳上は8筆となっていますが、土地改良の仮地番が降られているため、4筆となります。面積合計は4,814㎡で、すべてが再設定の案件となります。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

ただ今の事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第4号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第1委員会の2件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第5号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号21の10号及び21の11号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の10号の申請地は、小倉山（おぐらやま）北面（ほくめん）の中腹に位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。

受理番号21の11号の申請地は、小倉山団地の西約120mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号の非農地通知交付申請の2件は原案の通り通知することに決定いたしました。

次に、日程第八、議案第6号、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

こちらにつきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受ける農地等について、農業経営を行っている旨の証明書の交付申請であります。第1委員会の受理番号12の6号の農地については、いずれも申請者が農業経営を行っております。今後も農業経営が見込まれることから、証明書の交付は可能であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。3月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号第12の6については、農地として耕作していることを確認しました。今後も引き続き耕作していくとのことです。証明書の交付をすべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長職務代理）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。本申請については、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長職務代理）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号の1件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

以上で、令和7年3月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長職務代理）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長職務代理）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後3時19分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 26 日

富士吉田市農業委員会

会長職務代理（議長） 小俣 創

委 員 小野 利壹

委 員 渡邊 和英